

テレビ朝日行動基準

私たちは、「テレビ朝日倫理規範」を、テレビ朝日およびテレビ朝日グループ各社（以下「テレビ朝日グループ」という）で働くすべての人が、日々の事業活動の中で実践・具体化できるように、「テレビ朝日行動基準」として、特に重要な行動の基準となるべき内容について定め、これを順守します。

第1章 事業（放送その他）活動について

1. 放送の公共的使命・社会的責任を自覚した、信頼される情報・健全な番組を提供し、その他事業活動を行うこと

放送その他の事業活動を通じて提供するニュース・情報・エンターテインメントなどが、社会から信頼され、求められる事が、私たちの存立の基盤であることは言うまでもありません。この基盤を強固なものとするために、日頃から取材や番組制作能力の向上に努めるなどして、新たな価値を創造していきます。

また、そのためには、私たち一人ひとりが健全であり、安全であることが、当然の前提となります。

この前提を確保するために、不断の努力をします。

（1）視聴者（市民）ニーズの的確な把握

常に視聴者の声に耳を傾け、視聴者のニーズに敏感に反応するという心構えを持つことが必要です。視聴者ニーズを的確に把握するとともに、制作会社・アドバイザー・広告会社に視聴者の意見・ニーズを正確に伝え、放送に迅速に反映できるよう積極的に行動します。

（2）つねに充実した番組（コンテンツ）を目指して

放送、その他事業活動において、視聴者の継続視聴および興味・関心・要望に応え新たな番組（コンテンツ）開発に役立てるために、不断の情報収集や企画開発を行います。

（3）法令・ガイドラインの順守

法令やガイドラインおよび社内規程やマニュアルが設けられている場合には、厳密にそれらを順守します。

法令やガイドラインが設けられていない分野については、各部門において、

必要に応じて実態に即した自主基準（マニュアル）を策定するなど、コンプライアンス順守の措置をとります。

（４）誤報の防止

誤報または不適切な情報は、時に視聴者の生命・身体・財産あるいは名誉・人権に重大な被害・損害を与えることがあります。それらを未然に防ぎ、役に立つ正しい情報を常に提供します。

次に挙げる報道には、特に注意・配慮します。

- | |
|-----------|
| * 犯罪・事件報道 |
| * 事故・災害報道 |
| * 経済報道 |
| * 医療関連報道 |
| * 調査報道 |

（５）被害拡大の防止

放送その他事業活動において、誤報や不適切な情報を発信し、それが真実でないことが判った場合は、被害や権利侵害の拡大を防止するため、訂正放送など迅速な是正措置をとります。

被害・権利侵害の拡大を防止する事は、極めて重要であることを認識します。何よりもそうした誤った情報を発信しないことが肝要です。

（６）トラブルの再発防止

放送その他事業活動において、トラブルが生じた場合、その原因を究明し、これを除去しなければ過ちが繰り返されることを自覚します。

事故・トラブルの原因究明とその記録を適切に蓄積・周知し再発防止に努めます。

２．ステークホルダーとの健全で良好な関係の保持について

いかなる事業活動に際しても、不当な利益を得たり、与えたりすることを厳に戒めています。市民や社会から誤解や不名誉な評価を受けることがないように、正しい判断と節度ある行動をとります。

(1) 株主との関係

放送局の公共的使命を追求し、高い倫理観を持って公正・透明な事業活動を推進することにより株主との厚い信頼関係を保持します。

法令、ルールを基本に、株主に対する説明責任を果たし、適正な利益を還元します。

(2) 視聴者との関係

放送局は、正確な情報や健全な娯楽を視聴者に提供することを使命とし、視聴者の信頼と期待に支えられて成り立っています。

また、放送は一般の人々にとって最も身近なメディアであり、その社会的影響力は極めて大きく、私たちは勇気を持って、何者にも侵されない自主自立の姿勢を堅持します。

(3) アドバイザー、広告会社との関係

われわれ民間放送局にとって、アドバイザーや広告会社は極めて重要なステークホルダーであることは言うまでもありません。

アドバイザー、広告会社とは、適切な商習慣と社会常識に則った範囲で関係を築き保ちます。

個人的・恣意的なリベートやコミッションなど、また便宜供与は絶対にあってはなりません。

接待や贈答は、どちらの立場の場合でも節度ある社会常識の範囲で行い、特に会社として行う場合は、あくまでも正規の決裁ルールや社内規則に則って行います。

(4) 社会との関係

良き一企業人であるという自覚を持ち、地域社会の一員としてコミュニケーションを大事にし、役割と責務を果たします。

社会の発展向上のために、地球環境、福祉、国際交流、文化・芸術、教育といった多方面の分野で貢献します。

(5) グループ会社、その他の会社および団体との関係

グループ会社、その他の会社および団体との取引において、第三者との公正で透明な競争を踏まえた取引条件と比較して、不当な差異が生ずることのないようにします。

また、接待や贈答については、社会常識の範囲内とします。社会常識の範囲を超えるものは、辞退、返却します。

(6) 官公庁・地方自治体など公共団体との関係

官公庁・地方自治体など公共団体およびその職員との関係では、国家公務員倫理法・国家公務員倫理規程その他の各官公庁などで定める同種の規定などを尊重します。

公平・公正の面から、政府や公的機関とは一定の距離をおくことが報道機関・ジャーナリズムの基本です。

3. 公正で自由な競争の維持促進について

「独占禁止法」は、公正かつ自由な競争の維持、促進を通じて消費者の利益を保護し、国民経済の健全な発展を確保することを目的としています。

「独占禁止法」に違反するような行為は、会社の名誉を傷つけるばかりでなく、行政制裁である課徴金の賦課はもとより、刑事罰や民事損害賠償の対象にもなり、違反企業が被る損失は計り知れません。

また、番組制作委託契約をはじめとして、他社と業務上各種契約を結びますが、その時に優越的地位を利用して、取引先に不公正な取引を要請するような行為などは禁止されています。「下請代金支払遅延等防止法」に反する行為も許されません。

4. 知的財産権の保護について

知的財産権（知的所有権）とは、人間が産み出す知的創作物、産業活動上の成果や産業活動上の識別標識に関する法的に保護される権利のことです（番組、出版物、音楽、美術品、写真、コンピューター・プログラム、CG制作物、など）。

特許・実用新案・意匠・商標（サービスマークを含む）などの工業所有権、著作権（芸術作品やコンピューターソフトなど）、著作隣接権（実演家・レコード製作者・放送事業者）

不正競争防止法上の営業秘密（各社が秘密に管理しているノウハウ、技術・営業情報などの企業秘密）

知的財産権は、今日の経済社会では価値を生み出す源泉であり、世界的にこれを広く保護しようという動きが強まっています。

私たちの一番の知的財産は、番組などのコンテンツですが、これら財産の創

造に努めるとともに、利益を守り、保持して有効利用することが大切です。

また、他社・他人の知的財産権を、不当に侵害しないように十分注意を払います。

5. 企業秘密について

企業秘密が外部に漏れることで、利益や信用などが損なわれることがあります。企業秘密を許可なく第三者に開示したり、自己のために使用するなど、不正に使用してはいけません。企業秘密は、その形態の如何にかかわらずきちんとした管理が必要です。

他社の企業秘密を不正に入手・使用したり、不当に他社の企業秘密にアクセスすると、不正競争防止法違反や民事上の不法行為とされる恐れがありますので、十分な注意が必要です。

6. 情報の取扱いについて

私たちは一般の人びとより早く情報を知りうる立場にあり、このことを肝に銘じなければなりません。この立場を利用したインサイダー取引などは絶対にあってはならないことであり、テレビ朝日で働くすべての人は、別に定める「インサイダー取引禁止などに関する規程」を厳守しなければなりません。

7. 情報セキュリティ

昨今の情報技術は加速度的に進化をとげており、それを使いこなす上では、その技術がもつ脆弱性や落とし穴、危険を認識しておいて、安全、有効に使用しなければなりません。情報の漏えいなどがあれば会社は社会から厳しく指弾されます。会社の定めたルールに則って、自らもリスク管理の意識を持ち、上手に使って社業の発展に結びつけなければなりません。

第2章 会社と従業員の関係について

1. 従業員の人格・個性の尊重

従業員一人ひとりの人格や個性を尊重し、豊かさと達成感が実感できるような人事制度や労働条件の維持・向上に努めます。

また、客観的で公正な人事評価を行うとともに、専門性と創造性に富む個性豊かな人材を育成します。

2. 人権の尊重と差別的取扱いの禁止

人種・信条・肌の色・性・宗教・国籍・言語・身体的特徴・財産・出自・出身地などの理由で、採用を拒絶することはなく、また嫌がらせや差別を受けない健全な職場環境を確保します。性的嫌がらせ（セクシュアル・ハラスメント）など職場におけるハラスメントに対しては、相談を受ける体制を整備して解決に向けて努力するとともに、迅速に調査し、被害者の救済と再発防止のために断固たる処置をとります。

3. プライバシーの尊重

従業員のプライバシーを尊重し、個人情報取扱いに際しては、慎重かつ細心の注意を払い、その適正な管理に努めます。

4. 安全で健康的な職場環境の確保

取材・制作、その他すべての事業活動において、人の安全、健康の確保を最優先します。そのため各種法令の順守をはじめ、社内の規程・ルールなどを順守します。

(1) 労働災害の撲滅

人の安全と健康は、なにものにもかえることができません。したがって、安全で健康的な職場環境の確保は、常に大きな課題です。また、取材先では、安全を最優先とし、社内ルールに従って行動します。

労働災害の撲滅には、関係法令はもとより就業規則などのルールを順守することが大前提です。

また、毎日の業務に潜む危機を、個々人が未然に察知する意識を持ち、発見発生したときには、その排除を組織的に講じます。

（２）環境保全と防災

環境関連法令の順守は、地域社会に受け入れられるための企業の責務です。社屋および地域の環境保全のため、また、災害の予防や災害発生時の被害拡大阻止、救急・救命などのために、私たち一人ひとりが日常的に環境保全と防災に関する高い意識を維持します。

5. 従業員の行動と責任

テレビ朝日グループは、法令はもとより倫理を守る、公正で健全な企業であることを宣言しています。

そこに働く従業員一人ひとりもその事を自覚し、日常の意思決定や行動において正しい判断をしなければなりません。また、すべての業務遂行においては組織としての統制がとれることにつながります。

視聴者（市民）からの信頼や評価は、従業員一人ひとりにかかっているといっただけでしょう。

各自の行動が法令や会社の規則・禁止事項などに違反した場合は、解雇その他懲戒処分の対象となります。

なお、退職後といえども、業務上知り得た会社の秘密情報を漏えいしたり、自らまたは第三者のために利用するなど、会社の利益を侵害する行為をしてはいけません。（詳細は「就業規則」を参照）

第3章 会社と社会の関係について

1. 法令などの順守

法令や社会的規範、社会的良識に基づいた企業活動を行います。

報道機関による法令などの重大な違反行為は、会社存亡の危機に直結しかねないことを、私たち一人ひとりがしっかりと認識し、そのような行為は絶対に行ってはなりません。放送法をはじめ独占禁止法、金融商品取引法（インサイ

ダー取引防止)、環境法、労働法、公職選挙法など法令の順守が強く求められていることを厳粛に受け止め、その順守のための真摯な取り組みを積極的に行います。

2. 反社会的勢力との絶縁

社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与えるあらゆる個人・団体とは一切かかわりを持ちません。

2011年(平成23年)10月に東京都暴力団排除条例が施行されたのを機に、反社会的勢力排除に全社的に取り組んでいきます。基本的には日本民間放送連盟の指針に従います。さらに、出演契約を含むあらゆる契約書に反社会的勢力排除の具体的文言を盛り込んでいきます。

3. 情報の開示

企業秘密や契約上守秘義務を負っている情報(取材源を含む)を除き、市民・社会が正当に必要なとしている情報を適時に適切な方法で開示し、市民とのコミュニケーションをもち、企業活動を公正で透明性のあるものに保ちます。

視聴者・アドバイザー・広告会社・取引先・関係会社・株主・投資家・従業員・地域社会などが、それぞれの立場で正当に必要なとするテレビ朝日グループに関わる情報全般を、自主的に発信します。

情報開示の要請に対しては、企業の透明性の点からも誠意を持って対応します。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">*断るべき正当な理由がない限り断らない。*事実に反する事は決して言わない。*言えないことは、はっきりと言えないと言う。*相手によって対応を変えたり、開示する内容を使い分けたりしない。 |
|--|

4. 地球環境の保全

私たちは、事業活動に必要な資源・エネルギーを含め、この地球からさまざまな恩恵を受けており、地球環境をより良い状態に保つことが企業としての当然の役割であるという自覚を持ち、放送や事業活動を通じて地球環境保全活動

を継続して行います。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">*地球温暖化防止プロジェクトの設置*オフィスなどでの省エネ、廃棄物の削減およびリユース、リサイクルの徹底*環境関連情報の開示・周知徹底 |
|---|

5. 地域社会への貢献

地域社会との連携と協調を図り、友好的な関係を維持します。事故・災害などに対しては、放送による情報伝達だけでなく、地域社会と密接な連携を図り、救援・防災活動を積極的に行います。

また、地域社会とのスポーツ・文化・芸術活動などの交流を積極的に行います。